

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 7 号

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項</u> の規定により水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が、5 0 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 第 4 項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同意を得な なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠 償額が、5 0 万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。